

○順天堂大学利益相反マネジメント規程

平成21年10月1日

規第平21—3号

(趣旨)

第1条 この規程は、順天堂大学における学術研究活動に係る行動規範(平成19年11月1日規第平19—6号)の定めるところに従い、同行動規範第1条に規定する教職員等の利益相反につながる行為を未然に防止することについて、順天堂大学(以下「本学」という。)教職員等の利益相反の適切な管理(以下「利益相反マネジメント」という。)に関し必要な事項を定め、もって本学における学術研究活動等を適正かつ効率的に推進することを目的とする。

2 医学系研究における利益相反マネジメントに関し必要な事項は、この規程に定めるもののほか、別に定めるところによる。

(用語の定義)

第2条 この規程において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。

- (1) 「利益相反」とは、学術研究活動等において教職員等が個人又は企業等の関係者として得る利益(金品、未公開株式等)と本学の利益又は公共の利益とが相反することとなる状況をいい、「利益相反行為」とは利益相反又はそのおそれが生ずる行為をいう。
- (2) 「学術研究活動等」とは本学と企業等の間で行う共同研究、受託研究、技術移転(実施許諾、権利譲渡、技術指導)、研究助成金・寄付金の受入れ、これらに関連する教職員等の兼業、並びに施設、設備の利用の提供及び物品の購入等をいう。
- (3) 「企業等」とは企業、国若しくは地方公共団体等の行政機関又はその他の団体をいう。
- (4) 「部門」とは本学大学院研究科、学部、医学部附属病院及び事務部門をいう。

(利益相反マネジメントの対象)

第3条 利益相反マネジメントは、教職員等が次の各号に該当する場合に行う。

- (1) 兼業活動(技術指導を含む。)に従事するとき
- (2) 大学発ベンチャー企業の職務に関連し、報酬、株式保有等の経済的利益を有するとき
- (3) 企業等に自らの発明等を技術移転するとき
- (4) 企業等との共同研究に参加するとき
- (5) 企業等から寄付金、設備又は物品等の供与を受けるとき
- (6) 前各号に掲げるもののほか、教職員等への便益を供与する企業等(以下「便益供与者」

という。)に対し、本学の施設、設備の利用の提供、又は便益供与者から物品を購入するとき

- 2 前項に規定するもののほか、前項各号に掲げる場合に関連し本学が組織として利益を得る場合にも、利益相反マネジメントを行う。

(利益相反行為の回避)

第4条 教職員等は、学術研究活動等を行うに当たって、利益相反行為を行ってはならない。

- 2 教職員等は、利益相反のおそれがある場合は、次条に規定する利益相反マネジメント委員会へ申し立てる等、利益相反の回避に自ら努めなければならない。
- 3 教職員等は、利益相反のおそれがある場合には、利益相反マネジメント委員会の定めるところに従い、委員会の判定を求めるものとする。
- 4 教職員等は、利益相反マネジメント委員会が行う調査に協力するものとする。
- 5 各部門の長は、当該部門の教職員等に対し、利益相反を生じさせないように指導するものとする。

(利益相反マネジメント委員会)

第5条 第1条の目的を達成するため、学長の下に順天堂大学利益相反マネジメント委員会(以下「委員会」という。)を置く。

- 2 委員会は次に掲げる事項を行う。
 - (1) 利益相反行為の防止に関する施策の決定に関すること。
 - (2) 利益相反に係る申告の受理、審査及び調査に関すること。
 - (3) その他利益相反マネジメントに関すること。

(委員会)

第6条 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 大学院各研究科長
- (2) 各学部長
- (3) 各部門研究等倫理委員会委員長
- (4) 臨床研究支援センター長
- (5) 研究推進センター長
- (6) 医学部又は医学研究科から選出された教員1人
- (7) 学術研究行動規範及び法律に関する専門的知識を有する学外者 若干名
- (8) その他学長が指名する者 若干名

(委員長)

第7条 委員会の委員長は、前条に定める委員の中から学長が任命する。

- 2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
- 3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する委員が、その職務を代行する。

(任期)

第8条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。

- 2 前項の委員に欠員を生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(議事)

第9条 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、議事を開き、議決することができない。

- 2 議事は、出席した委員の3分の2以上の賛成をもって決する。
- 3 このほか、委員会の議事及び運営に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

(部門委員会)

第10条 委員会は、第5条に規定する調査を実施するため、各部門に部門委員会を置く。
ただし、部門委員会を設置していない部門の長は、他の部門委員会に調査を委嘱することができる。

- 2 部門委員会の組織及び運営に関する事項は別に定める。

(相談員)

第11条 委員会に利益相反相談員(以下「相談員」という。)を置く。

- 2 相談員は、教職員等からの利益相反に関する相談に応じる。
- 3 相談員は、学長が委嘱する。
- 4 前3項に定めるもののほか、相談員に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

(委員会による調査と処置)

第12条 委員会は、第5条第2項第2号の審査の結果、利益相反のおそれがある場合は、必要に応じて当該教職員等に対し事情聴取等を行い、改善を要すると認めたときは、学長に報告する。

- 2 委員会は、第5条第2項第2号の審査の結果、利益相反の疑義が生じた場合は、更に必要な調査を行い、問題の有無及び必要な処置について審議のうえ、結果を学長に報告する。
- 3 学長は、第1項又は前項の報告に基づき、必要な処置を決定し、当該教職員等及び部門の長に通知する。

(異議申立て)

第13条 教職員等は、前条第3項の処置に対し不服がある場合は、通知受領後1週間以内に、学長に対して書面により異議申立てを行うことができる。ただし、異議申立ては、1回を限度とする。

- 2 学長は、異議申立てを受理した場合は、明らかな理由がないときを除き、委員会に再審議を指示するものとする。
- 3 学長の指示を受けた委員会は、すみやかに再審議を行い、結果を学長に報告する。
- 4 学長は、前項の報告に基づき、異議申立てに対する処置を決定し、当該教職員等及び部門の長に通知する。

(啓発活動と公表)

第14条 委員会は、利益相反に関する意識の向上を図るため、利益相反マネジメントの理念、方法等を教職員等に周知するとともに、適宜啓発活動を行う。

- 2 委員会は、定期的に本学における利益相反に対する取組状況(プライバシーに係る部分を除く。)を公表する。

(事務)

第15条 委員会及び相談員の事務は、関係部門の協力を得て、研究推進センターにおいて行う。

(実施細則)

第16条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、別に定める。

(改廃)

第17条 この規程の改廃は、理事会の議を経て学長が行う。

附 則

この規程は、平成21年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年8月1日から施行する。